

救済給付の種類等（第3条関係）

1 趣旨

本条は、救済給付の種類を定めるものである。

2 概要

（1）救済給付の性格

本制度は、民事上の賠償責任に基づく補償制度ではなく、社会保障的な考え方に基づく見舞金的給付を行う救済制度である。

よって、その給付内容は、逸失利益や積極的損害の額、慰謝料等をすべて積み上げて厳密にてん補する補償ではなく、医療費、入通院に係る諸雑費、介護や付添に係る費用、葬祭料などを含む見舞金的なものといえる。

（2）給付の項目

給付項目については、主に医薬品副作用被害救済制度を参考としているが、当該制度は被害者を補償に相当する程度に救済するための高い給付水準を備えた全額事業者負担による保険制度であるのに対し、今回の救済制度は行政上の救済措置として行われる公的給付であるという性格の違いを考慮する必要がある。

よって、医薬品副作用被害救済制度の給付項目（医療費、医療手当、障害年金（障害児養育年金）、遺族年金（生計維持者が死亡した場合）、遺族一時金（生計維持者以外の者が死亡した場合）、葬祭料）のうち、より補償的色彩の強い逸失利益を考慮した生活保障的な給付項目である障害年金（障害時養育年金）及び遺族年金（遺族一時金）以外の医療費、療養手当及び葬祭料を本制度では給付することとする。なお、制度施行前に死亡した者の遺族に対する葬祭料は、特別葬祭料とする。

また、本制度においては、これらの給付項目に加え、救済制度導入前に死亡した被害者の遺族に対し特別遺族弔慰金を給付することとする。これは、石綿が我が国の経済全体に大きな便益をもたらしてきた中で、一部の被害者のみが犠牲を払い、石綿による被害と認識せず何らの救済も受けられないままに石綿による重篤な疾病により死亡したという特殊な状況

にかんがみ、国が特別に弔慰を表明し、その遺族に対し給付を行うものである。

なお、給付の内容は異なるものの、制度発足前に死亡した被害者の遺族に対して給付を行う制度としては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律における特別葬祭給付金がある。

(3) 給付の水準

給付の水準については、健康被害についての救済であり、民事上の責任に基づかないという共通点から、石綿による健康被害の特殊性を勘案しつつ、医薬品副作用被害救済制度、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく給付制度等類似の制度との均衡を考慮しながら、設定されている。

具体的には、石綿による健康被害の場合、中皮腫や肺がんといった予後の悪い重篤な疾病にかかり、日常生活にも近親者等の付添や介護が必要となるという特殊性にかんがみ、本制度の療養手当については、医薬品副作用被害救済制度における医療手当の内容に加え、中皮腫や肺がんが介護を要する重篤な疾病であるということが加味されている(本制度では入通院に要する諸経費と介護手当的な部分を併せて療養手当と称している。)

また、本制度の給付の性格が厳密な補償ではなく救済であることから、各項目の給付については、他制度とのバランスや給付の内容として含まれる諸要素を考慮し、一定の定型化の上で行うこととしている。ただし、医療費については、他制度に倣い、社会保険制度等の適用を前提とし、その自己負担分を給付することとしている。

なお、制度施行前後において、健康被害者の死亡の時期により給付される総額に著しい格差が生じないよう、救済給付調整金の支給により調整を行う。

認定等（第4条関係）

1 趣旨

本条は、医療費の給付を受けるための認定（第1項及び第2項）、石綿健康被害医療手帳の交付（第3項）、認定の効力の発生時期（第4項）について定めたものである。

2 概要

（1）認定の考え方

本制度は、石綿による健康被害としての疾病を対象とするものであるため、申請者が石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定をすることが医療費の支給の前提となる。

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、認定及び認定申請をした者で認定の申請を受けないで死亡したもの（以下「申請中死亡者」という。）に係る決定を行うに当たっては、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとされている（第10条）。

認定及び申請中死亡者に係る決定に際して行う、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、以下の考え方により行われる。（「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係の施行）について（通知）」（平成18年3月13日環保企第060313003号）第4の2の（4）（抜粋））

『 中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などとの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織学的検査記録等が求められ、確定診断が適正になされていることの確認が重要であること。しかしながら、実際の臨床現場においては、例えば、病理組織学的検査が行われていなくても、細胞診でパパニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、その他の胸水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もあるとされているなど、病理組織学的検査が行われていない事案も少な

くないと考えられることから、判定に当たっては、原則として病理組織学的検査による確定診断を求めるものの、病理組織学的検査が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、専門家による検討を加えて判定するものであること。

肺がんについては、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合とは、国際的にも、25本/ml×年程度のばく露があった場合であると認められており、また、これに該当する医学的所見としては、次のア又はイに該当する場合が考えられること。

ア 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、胸膜プラーク（肥厚斑）が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体）認められること。

なお、アでいう「じん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見」とは、あくまでも画像上の所見であり、じん肺法において「石綿肺」と診断することとは異なるものであること。』

また、費用負担を行うのは国内の企業であることにかんがみ、明らかに日本国内に居住したことのない人へ給付を行わないため、「日本国内において」という規定を設けている。なお、外国人であっても日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかった者であれば、本制度の対象となる。この考え方は、第20条の特別遺族弔慰金の支給の規定においても同様である。

（2）石綿健康被害医療手帳の交付

機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付する。

本制度は、原因者を明らかにすることが困難な被害者に対し行政的に救

済措置を講じようとする制度であるため、医療費の支給についても、疾病一般を対象とする社会保険制度等の適用を前提としており、被認定者の負担を軽減する観点から自己負担分に限り支給することとしている。しかし、被認定者が医療機関で一度自己負担した上で実際にかかった費用を機構に請求することとすると、被認定者側に立て替え払いの負担と請求の負担をかけることになる。

そこで、被認定者の便宜の観点から、被認定者に対し石綿健康被害医療手帳を交付することとし、被認定者が、その認定に係る疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等で医療を受けた場合には、被認定者の請求に代えて、当該保険医療機関等が、機構に対し、費用を請求することができることとしたものである。

(3) 認定の効力の発生時期

本制度は行政的な救済措置であり、認定を受ける権利は、認定の申請を待って権利が発生するものとする。この場合、その効力をいつから生じさせるかという立法政策上の問題があるが、本制度では、被認定者保護の観点から、効力発生を認定時とせず、申請時に遡って生ずることとしている。

認定の申請中に死亡した場合（第5条関係）

1 趣旨

本条は、認定の申請中に不幸にして死亡した場合に、その遺族等の申請に基づいて認定を行うことができることを定めたものである。認定の申請中死亡者については、その死亡の日から6ヶ月以内に限り、遺族等の申請により、申請中死亡者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行い、被認定者と同様の扱いをし、申請から死亡までの間について救済給付を支給することとされている。

2 概要

認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、申請中死亡者が第4条第1項の規定により認定を受けることができる者であったときは、機構は、申請中死亡者の遺族や葬祭を行う者の申請に基づき、申請中死亡者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行う。

遺族等の決定の申請を死亡から6ヶ月以内に限ったのは、死亡後長期間を経過した場合には、石綿による健康被害の迅速な救済という制度の目的にそぐわないためである。なお、本制度のようなみなし認定の申請期限を6ヶ月としている例としては、公害健康被害の補償等に関する法律（第5条）がある。

認定の有効期間（第6条関係）

1 趣旨

本条は、認定の有効期間を定めたものである。本制度は、現に指定疾病により健康被害を受けている者について、その健康被害に着目して救済給付を行うものであるから、疾病が治った者については速やかにその認定を取り消す必要がある。

このような趣旨から、本制度の適正な運営を図るため、疾病の種類に応じて有効期間を定めることとし、その間に疾病が治っていない場合にはこれを更新することとしている。

2 概要

認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内に限り、その効力を有するものとしている（第1項）。

一般にがんについては、手術により病変部の摘出等が行われた場合には、医学的にはそれをもって治癒とするのではなく、その5年後に再発・転移等していなければ治癒とみなしている。これを踏まえ、中皮腫及び肺癌については、その認定の有効期間を5年とする（施行令第1条）。

ただし、個々の被認定者によっては、認定期間内に治る見込みが少ない場合もあり得るので、個別に認定期間を長くすることができることとしている（第2項）。

認定の更新（第7条、第8条関係）

1 趣旨

第7条は、指定疾病が有効期間満了前に治る見込みがないときは、認定を更新する旨を定めたものである。また、第8条は、災害その他の理由により認定更新の申請ができなかった場合の特例措置を定めたものである。

2 概要

第7条は、指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みがないときは、被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができ、機構は、その指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新することとされている。

第8条は、災害その他やむを得ない理由により認定の有効期間の満了前に更新の申請をすることができなかったときは、その者は、その理由のやんだ日から2ヶ月以内に限り、当該認定の更新を申請することができることとしたものである。なお、2ヶ月以内に限るのは、災害の復旧後日常生活を取り戻すのに要する時間を考慮したものである。

なお、申請は、認定の有効期間の満了日の属する月の6ヶ月前からすることができることとしている（環境省関係施行規則第4条第2項）。

認定の取消し（第9条関係）

1 趣旨

本条は、認定の取消しについて定めたものである。本制度は、指定疾病により現に健康被害を受けている者について、その健康被害に着目して救済給付を行うものであるから、疾病が治った被認定者については速やかにその認定を取り消す必要がある。

2 概要

機構は、被認定者について、指定疾病が治ったと認めるときは、認定を取り消すこととされている。

判定の申出（第 10 条関係）

1 趣旨

本条は、機構が救済給付の前提となる認定等を行うに当たり、環境大臣に判定を申し出なければならないことを定めたものである。

2 概要

認定や救済給付の支給に当たっては、高度に医学的な判断を必要とされるケースが考えられる。特に認定については、医療費や療養手当などの救済給付を支給する前提となる処分であり、かつ、石綿を吸入することにより中皮腫又は肺がんにかかったか否かという高度に医学的かつ専門的な判断を要するものが多いと考えられることから、すべての処分について環境大臣に判定を申し出ることとし、申し出を受けた環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて判定した結果を機構に通知することとしたものである。

なお、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を受けるための認定については、書面審査等により容易に判断できるものも多いと考えられるため、必要に応じて環境大臣に対して判定を申し出ることができることとした（第 24 条）。

医療費の支給（第11条関係）

1 趣旨

本条は、被認定者が指定疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等から医療を受ける場合に、医療費の支給の対象となる医療の範囲を定めたものである。

2 概要

支給の対象となる医療の範囲は、以下のとおりである。

診察

診察は医師の診察を意味し、診察上必要な場合には、レントゲン検査等も含まれる。

薬剤又は治療材料の支給

治療上必要な内服薬及び外用薬、ガーゼ、包帯等の供給を意味する。薬剤の支給は、医師が必要と認めた場合に行われるものであり、患者がその判断で自由に用いることはできない。

医学的処置、手術及びその他の治療

処置には、包帯の巻き替え、薬の塗布等がある。手術とは、患部の切開、縫合等をいう。また、その他の治療としては、理学療法などがある。

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（ア）居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護婦等の行う療養上の世話又は診療の補助、（イ）居宅において療養を行っているものが必要とする場合に病院又は診療所の医師が直ちに応じられるような医学的な管理体制を整えることなどがある。

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（ア）入院、（イ）健康保険における基準看護又は重症のため医師が常に看護婦の看護を要するものと認めた場合の看護料などがある。

移送

移送とは、寝台自動車等を用いて患者を移すことをいい、患者を診察した医師がその医療上転医、転地が必要であると認めた場合において、入院、転院、転地療養をするのに普通の交通手段では不可能であり、客観的に見てその妥当性が認められるときに行われる。

本制度では、被認定者ができるだけ自由に医療機関を選択でき、円滑に医療を受けることができるようにするという見地から、健康保険法による保険医療機関、保険薬局及び次に掲げる機関のいずれにおいても医療を受けることができることとした（環境省関係施行規則第10条）。

健康保険法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関

健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項に規定する指定医療機関

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25号に規定する介護老人保健施設及び同法第48条第1項第3号に規定する介護老人保健施設及び同法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

介護保険法第41条第1項に指定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

ただし、これらの機関であっても、被認定者の請求に代えて、機構がこれらの機関に対し医療費に相当する額を支払うという方法によらない旨の申出を機構に対してした機関で医療を受けた場合には、被認定者は、これらの機関で一旦自己負担した上で医療費を機構に請求することとしている。

「この場合において」以下については、第4条第3項の規定による石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り医療費の支給を行う旨を規定しているが、第5条第1項の規定による決定に係る死亡者の医療費については、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等にそもそもかかることが不可能であるため、明示的に除外している。

医療費の額（第 12 条関係）

1 趣旨

本条は、医療費の額及び算定方法を定めたものである。

2 概要

本制度は、原因者を明らかにすることが困難な被害者に必要とされる措置を行政的に講じようとする制度であるため、疾病一般を対象とする社会保険制度等の適用を前提とし、その医療費の自己負担分について、患者の置かれている立場にかんがみ、その負担を軽減するため、本制度による救済の対象とするもの。

救済給付のうち、医療費はすぐれて実費補償的な給付であることから、国民皆保険を前提に、いわゆる医療保険優先の取扱いを定めたものである。

医療費の額の算定方法は、健康保険の診療報酬の例によっている。したがって、救済給付の医療費は、健康保険の診療報酬の例にならって医療に要した費用の額を算定し、その自己負担額として計算される額を支給することになる。この場合、実費償還という医療費の性格から、算定された医療に要した費用の額が現に要した費用の額を超えるときは、現に要した費用の額を限度として医療費を支給する。

なお、介護保険法の規定による医療に関する給付に係る医療費については、介護保険の介護の方針及び介護給付費の例により額の算定を行うこととする。

「政令で定める法律」は、次のとおりとする。

- 1 健康保険法
- 2 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- 3 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- 4 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- 6 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）
- 7 介護保険法

なお、国家公務員共済組合法を準用する場合としては、私立学校教職員共済法がある。

保険医療機関等に対する医療費の支払等（第13条関係）

1 趣旨

本条は、被認定者が、その認定に係る疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等は、当該医療を受けた者に対する請求に代えて、機構に対し、医療費を請求することとしたものである。

2 概要

本制度は、原因者を明らかにすることが困難な被害者に対し行政的に救済措置を講じようとする制度であるため、医療費の給付についても、疾病一般を対象とする社会保険制度等の適用を前提とし、被認定者の負担を軽減する観点からその自己負担分に限り支給することとしている。そのため、医療の現物給付の形をとらず、医療費を支給すると規定している。

しかし、被認定者が医療機関で一度自己負担した上で実際にかかった費用を機構に請求することとすると、被認定者側に立て替え払いの負担と請求の負担をかけることになる。

そこで、被認定者の便宜の観点から、被認定者に石綿健康被害医療手帳を交付することとし（第4条第3項）、本条において、被認定者が、その認定に係る疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等で医療を受けた場合には、被認定者の請求に代えて、当該保険医療機関等が、機構に対し、費用を請求することができることとした。

審査委員会からの意見聴取、支払基金への委託（第14条関係）

1 趣旨

本条は、支払うべき医療費の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならないこととし、当該支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができることとしたものである。

2 概要

機構が支払うべき医療費の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならないこととする。

医療費については、保険医療機関等による濫診濫療あるいはこれに対する行政機関の機械的かつ放漫な支払を認めることはできず、医療についての診療報酬等については社会保険及び国民健康保険に関する審査を行っている機関が専門的知識を有していることから、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴くこととしたものである。政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会とする（施行令第3条）。

また、機構は、支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができることとしている。前述のように、診療報酬等については社会保険及び国民健康保険に関する審査を行っている機関が専門的知識や経験を有していることから、意見を聴くにとどまらず、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に事務の委託を行うことができることとしたものである。

緊急時等における医療費の支給の特例（第 15 条関係）

1 趣旨

本条は、第 11 条で規定されるケースの例外として、被認定者が、緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合又は石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から医療を受けた場合において、それが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、医療費を支給することができること等を定めたものである。

2 概要

保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合又は石綿健康被害医療手帳を提示せずに保険医療機関等から医療を受けた場合（申請中死亡者を除く。）に医療費を支給するのは以下の場合が考えられる。

被認定者が、緊急やむを得ない理由で保険医療機関等に行って診療を受ける時間的余裕がないために、保険医療機関等以外の者から診療を受けた場合などで医療費を支給する必要があると認められるとき。

認定申請日から認定を受けて石綿健康被害医療手帳の交付を受けるまでの間に認定疾病に対して保険医療機関等から医療を受けた場合や、旅行中に発作が起こり、保険医療機関等において受診したが、石綿健康被害医療手帳を所持していなかったためその提示ができなかった場合等、石綿健康被害手帳を提示しないで診療等を受けたことが緊急その他やむを得ない理由によると認められるとき。

医療費の支給は、その請求をすることができる時から 2 年を経過したときは、することができないこととしている。

これは、医療機関の窓口で治療費を支払った場合には、その時から医療費の支給の請求ができるものであるが、請求できる期間をあまりに長期にわたって認めることは健康被害の迅速な救済という制度の趣旨からみても妥当ではないためである。

療養手当の支給（第 16 条関係）

1 趣旨

本条は、療養手当の支給について定めたものである。療養手当は、治療に伴う医療費以外の費用に着目し、一定の定型化のもとに支給するものであり、当該療養手当には入通院に伴う諸経費という要素に加えて、介護手当的な要素が含まれている一方、慰謝料や逸失利益のてん補、生活保障といった要素は含まれていない。

2 概要

（1）療養手当の支給の要件

療養手当は、被認定者の請求に基づき、支給することとする。

（2）療養手当の額

療養手当は、病状や入通院日数に関わらず被認定者に対して一律に同額支払われるものであり、含まれる要素としては、入通院に伴う諸経費的な部分と介護手当的な部分がある。その額は、月額 10 万 3,870 円とされている（施行令第 4 条）。

入通院に伴う諸経費的要素

被害者は、療養に要する費用そのものに加え、療養に伴う交通費や生活品等のための諸経費を負担しなければならない。医療費と共にこのような諸経費を支給することにより、両者が相まって疾病状態にある者の健康管理の促進を図ろうとするものである。

このように入通院に伴う諸経費を含む健康上の注意を払うために必要な経費を支給している類似制度としては、医薬品副作用被害救済制度の医療手当や原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康管理手当がある。前者は交通費、入院に伴う諸経費等医療費以外の費用に着目した給付となっており、後者は、原爆との関連性を否定しきれない疾病のために日常十分に健康上の注意を払う上で必要な出費に着目した給付となっている。よって、本制度の療養手当のうち入通院に伴う諸経費に相当する部分については、健康管理手当（被爆者援護制度）や医療手当（医薬品副作用被害救済制度）に準拠することとし、その額を月額

33,900 円を目安とする。

介護手当的要素

石綿による健康被害者の場合は、中皮腫や肺がんといった予後の悪い（発病後平均 1～2 年で死亡）重篤な疾病にかかることがほとんどであり、治癒の可能性も非常に低い中不安感を持ちつつ、加害者に対して損害賠償を請求するのが困難な状況のもと、家族等から必要な補助や介護を受けながら療養を続けなければならない場合が多い。特に肺の手術を受けた場合、呼吸機能が低下し、歩行や家庭内での移動等日常生活における動作も困難となり、介助用具や他人の補助を必要とすることが多い。

このような石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、発病後の被害者の生活を支援するためには、近親者等による付添や介助用具に必要な手当を支給することが適当である。

このように一定の介護を要する状態にある被害者に対して介護手当を支給している類似制度としては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当がある。当該手当も同様に一定の精神上又は身体上の障害により介護を受けている者に対して介護手当を支給していることから、本制度の療養手当のうち介護手当に相当する部分については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当(中度)に準拠することとし、その額は月額 69,970 円を目安とする。

なお、本制度においては、特に予後の非常に悪い重篤な疾病であるという石綿被害の実態にかんがみ、原子爆弾被爆者に対する援護制度に関する法律に基づく介護手当のように月当たりの最高額を定めた上で実際に要した介護費用相当額の実費給付を行うのではなく、定型化された額を給付するものとする。

(3) 療養手当の支給方法・支払方法

療養手当は、月単位で支給される。また、療養手当は特段の変更がない限り一定期間ある定まった額が継続的に支給されるものであることから、その支払は定期的に行うこととする。

療養手当の支給は、その請求があった日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。すなわち、例えば 5 月 25 日に請求し、3 年後の 2 月 15 日に指定疾病が治ったため認定が取り消されたとしたら、6 月分から 3 年後の 2 月分まで支給されることになる。

療養手当は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、

それぞれの前月及び前々月の分を支払うこととする。例えば、2月分、3月分について4月に支給することとなる。ただし、前支払期月の分についてたまたま事情があつて支払を受けていなかったとき、例えば2月、3月分の支払を4月にを受けていなかったときは、6月の支払期を待たず、5月であっても支払を受けることが出来る。また、5月に支給すべき事由が消滅した場合なども、6月の支払期でなくても5月分の支払をその月に受けることが出来る。

なお、療養手当については、現に石綿による健康被害で苦しんでいる者に対する給付であり、かつ、その支給が請求時点から将来に向かって行われるものであることから、請求の期限は設けない。

医療費等の請求（第 17 条関係）

1 趣旨

本条は、医療費及び療養手当（以下「医療費等」という）の請求の時期と、医療費等を支給する旨の処分の効力について定めたものである。

2 概要

医療費等の請求は、認定の申請がされた後は、まだ機構から認定されていない場合であっても、することができるものとする。

認定の効力は、認定申請時に遡って生じることとしているため、認定時ではなく、認定の効力が生じたときから、すなわち認定申請時に医療費等の請求が行えることとすることが適当である。このため、認定の申請を行ったら直ちに医療費等の請求もできることとしている。

医療費等を支給する旨の処分の効力は、被認定者保護の観点から、処分の決定時ではなく、請求のあった日に遡ってその効力を生ずることとしている。

未支給の医療費等（第18条関係）

1 趣旨

本条は、医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給すべき医療費等でまだその者に支給していなかったものがある場合の未支給分の医療費等の支給について定めたものである。

2 概要

未支給の医療費等とは、例えば、支払期日の関係で療養手当の2月分及び3月分は4月に支給されることになるが、被認定者が3月に死亡した場合、2月分及び3月分が未支給分となる。この場合、未支給分について被認定者の配偶者等でその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名でその支給を請求できることとなる。

未支給の医療費等を受けることができる者の順位は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順序であり、未支給の医療費等を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこととしている。

葬祭料の支給（第 19 条関係）

1 趣旨

本条は、葬祭料の支給について定めたものである。葬祭料は、葬祭に要する費用を一定の定型化を行って、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、見舞金的に支給するものである。

2 概要

（ 1 ）葬祭料の支給の要件、支払の方法

葬祭料は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したとき、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、支給を行うものとしている。

指定疾病が直接の原因となって死亡した場合に葬祭料が支給されるのは当然であるが、本制度の対象となる指定疾病が内部疾患であることを考えると、葬祭料の支給をこのような場合に限定することは、健康被害者を救済する本制度の趣旨にそぐわない。このため、「起因して死亡した」場合に支給することとし、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合をも含むこととしている。

例えば、指定疾病により一定の続発症を引き起こし、これによって死亡した場合や、指定疾病と他の疾病が同時に悪化して死亡した場合は起因したものと考えられる。一方、第三者による交通事故や殺人等明らかに指定疾病と関係のない要因により死亡した場合は、葬祭料の支給の対象とはならない。

（ 2 ）葬祭料の額

葬祭料は、葬祭に要する費用を一定の定型化を行って見舞金的に支給するものであって、実費そのものを厳密に補償するものとは異なる。このように一定の定型化の下に葬祭料を支給する類似制度としては、医薬品副作用被害救済制度や原子爆弾被爆者援護制度の葬祭料がある。

政令で定めることとしている葬祭料の額については、本制度と同様の趣旨で葬祭料を支給している、医薬品副作用被害救済制度や原子爆弾被爆者援護制度の葬祭料の額を参酌し、199,000 円とされている(施行令第 5 条)。

(3) 請求の期限

葬祭料の支給は、その請求をすることができる時から 2 年を経過したときは、することができない。請求できる期間をあまりに長期にわたって認めることは、権利の安定性の観点から適当ではないため、医療費と同様に、2 年間に限り請求することができることとしている。

特別遺族弔慰金等の支給等（第20条～第22条関係）

1 趣旨

本条は、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給について定めたものである。特別遺族弔慰金等は、石綿が我が国の経済全体に大きな便益をもたらしてきた中で、一部の被害者のみが犠牲を払い、特に制度施行前に死亡した者については、石綿による被害と認識せずに何ら救済も受けられないままに石綿による重篤な疾病により死亡したという特殊な状況にかんがみ、国が特別に弔慰を表明し、その遺族に対し給付を行うものである。

2 概要

（1）特別遺族弔慰金等の支給の要件、支給方法

特別遺族弔慰金等は、制度施行前に石綿による指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対し、機構が支給する。支給を受ける権利の認定については機構が行う。

（2）特別遺族弔慰金等の額

特別遺族弔慰金は、上記の趣旨により支給されるものであり、補償を前提とした公害健康被害補償制度や労働者災害補償保険制度に基づく遺族補償費（給付）のように逸失利益や生活保障を踏まえた遺族への補償給付とは性格を異にしている。

特別遺族弔慰金全体としての性格は見舞金であるが、含まれ得る要素としては、例えば、被害者本人又はその遺族が負担したと考えられる医療費や療養に係る諸経費を勘案している。その額は、280万円とされている（施行令第6条）。

特別葬祭料は、葬祭料と同額とする。

（3）請求の期限

特別遺族弔慰金等の請求の期限は制度の施行から3年としている。これ

は、現時点で指定疾病に罹患している者と異なり、過去に指定疾病で死亡した者の遺族は、死亡した者が石綿に起因する指定疾病によって死亡した可能性について認識する必要があること等を踏まえ、他の救済給付よりも相対的に長めに申請期間を設けることが適当と考えられるためである。

(4) 特別遺族弔慰金等を受けることができる遺族の範囲及び順位

特別遺族弔慰金等を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとしている。また、受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合については、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこととしている。

特別遺族弔慰金等は、死亡した者の遺族に対する見舞金としての性格を有するものであり、遺族の生活の立て直しまでも目的とするものではないため、死亡者と遺族の間に生計維持関係までを求める必要はなく、単に死亡者と遺族の間に生計を同じくしていたことを要するのみとしている。生計同一要件については、石綿による健康被害により死亡した者と遺族との間に生活の一体性があつたか否かによって判断されるものであり、必ずしも同居を必要とするものではない。

救済給付調整金の支給（第23条関係）

1 趣旨

本条は、救済給付調整金の支給について定めたものである。制度施行前に死亡した者の遺族に対して一時金として特別遺族弔慰金（280万円）が給付されるのに対し、制度施行直後に死亡した者は、制度施行後生存したわずかな間の医療費と療養手当しか給付されない状況が生じうる。

このような不公平感の解消のため、制度施行から一定期間に限り、特別遺族弔慰金の額と、現に支給された医療費及び療養手当の合計額の差額分を、救済給付調整金として被認定者の遺族に対して支給するものである。

2 概要

（1）救済給付調整金の支給の要件及び額

救済給付調整金は、制度施行前に発症し、制度施行後2年以内に死亡した被認定者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額と、実際に支給された医療費及び療養手当の合計額の差額分を支給するものである。このため、280万円を上回る医療費及び療養手当の支給を受けて死亡した者の遺族は、救済給付調整金の支給を受けることはできない。

救済給付調整金は、制度施行前に発症し、制度施行直後に死亡した者及びその遺族が受けられる救済給付が、制度施行前に死亡した者の遺族に比べ少額となることから生じる不公平感の解消を目的としている。

制度施行から2年を経過した後には、制度施行直後に死亡したために、遺族が特別遺族弔慰金に相当する程度の医療費や療養手当も受けられないという状況はおおよそ解消されると考えられる。

（2）請求の期限

救済給付調整金の支給は、その請求をすることができる時から2年を経過したときは、することができない。請求できる期間をあまりに長期にわたって認めることは、権利の安定性の観点から適当ではないため、葬祭料

と同様に、2年間に限り請求することができることとしている。

(3) 救済給付調整金を受けることができる遺族の範囲、順位等

救済給付調整金を受けることができる遺族の範囲、順位及び受けべき同順位の遺族が二人以上ある場合の扱いは、特別遺族弔慰金等と同様としている。

救済給付調整金は特別遺族弔慰金との不公平感を解消するための制度であることから、支給を受けることができる遺族の範囲及び順位についても、特別遺族弔慰金と同様とすることが適当である。

判定の申出（第 24 条関係）

1 趣旨

本条は、機構が葬祭料の支給の決定及び特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定を行うに当たり、環境大臣に判定を申し出ることができることを定めたものである。

2 概要

葬祭料の支給の決定及び特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定に当たっては、高度に医学的な判断を必要とされるケースも考えられることから、機構は、必要に応じて環境大臣に対して判定を申し出ることができることとされている。

なお、第 4 条第 1 項の認定等を行うに当たっては、すべての処分について環境大臣に判定を申し出ることとされているが（第 10 条）、葬祭料の支給の決定及び特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定の審査は、死亡診断書等の審査により、容易に判断できるものが多いと考えられるため、必要に応じて判定を申し出ることができることとされている。

救済給付の免責（第 25 条関係）

1 趣旨

本条は、救済給付を受けることができる者に対して損害のてん補がなされた場合の救済給付の免責について定めたものである。

2 概要

本制度の救済給付を受けることができる者が裁判、和解等により同一の事由について損害のてん補を受けた場合には、機構は、その価額の限度で本制度の救済給付を行う義務を免れるものとされている。

これは、本制度の救済給付は、被害者の健康被害に対し見舞金的に支給されるものであるため、本来その損害を補償すべき原因者が他に明らかであり、費用を負担すべき原因者から被害者が補償を得ている場合には、その価額の限度においては救済する必要がないためである。

他の法令による給付等との関係について（第 26 条関係）

1 趣旨

本条第 1 項は、実費補償に性格の近い医療費に関し、他の公的制度等による医療に関する給付との調整関係を規定したものである。

第 2 項は、同一事由について労働者災害補償保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、本制度による療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金を他法令に基づく給付の額の限度において支給しないことを規定したものである。

2 概要

今回の制度の趣旨は、既存の各種災害補償制度により補償を受けられない被害者の救済であるため、被害者が労働者災害補償保険法その他の政令で定める補償制度により給付を受けるべき場合には、他に費用を負担すべき原因者が存在し、その原因者から補償が受けられると考えられるため、当該補償制度による給付を優先し、その給付に相当する金額として算定した額の限度において本制度による給付は行わないものとする（第 2 項）。

なお、医療費については、実費補償的な性格を有することから、各種災害補償制度に限定せず、各種公費負担医療制度による給付を優先することとする（第 1 項）。

（ 1 ）医療費の調整

第 1 項においては、実費補償的な性格を有する医療費に関し、第 12 条（医療費の額）の政令で規定する法令に基づく制度以外の各種公費負担医療制度による医療に関する給付があった場合には、それにより給付された額を控除した額について本制度による医療費の支給を行うことを規定している。

ただし、生活保護法による扶助は他の法律に定めるすべての保護に劣後するものであるから、本法による医療費の支給は生活保護法の医療扶助に優先する。

なお、医療費の調整規定については、以下のように整理している。

健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）国民健康保険法、地方公務員等共済組合法、老人保健法、介護保険法との調整については、第 12 条（医療費の額）及び施行令第 2 条において自己負担分のみを給付することを規

定。

に掲げる法律以外の各種公費負担医療制度による医療に関する給付との調整については、第 26 条第 1 項において規定。具体的には各種災害補償制度による療養補償給付、日本体育・学校健康センター法による医療費、地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付等が考えられる。

(2) 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等、救済給付調整金についての調整

第 2 項は、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、同一の事由について労働者災害補償保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合は、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度においてこれらの救済給付は支給しない旨を規定したものである。

「政令で定める法律」は、次のとおりである（施行令第 7 条）。

- ・ 監獄法（明治 41 年法律第 28 号）
- ・ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号。他の法令において準用する場合を含む。）
- ・ 船員保険法
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和 22 年法律第 80 号）
- ・ 国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）
- ・ 船員法
- ・ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- ・ 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）
- ・ 少年院法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
- ・ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）
- ・ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）
- ・ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年法律第 33 号）
- ・ 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）
- ・ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
- ・ 婦人補導院法（昭和 33 年法律第 17 号）

- ・ 連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和 36 年法律第 215 号）
- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
- ・ 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律第 93 号）
- ・ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成 2 年法律第 49 号）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）

平成 18 年 5 月 24 日、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成 17 年法律第 50 号）が施行されたことに伴い、同法を追加。併せて監獄法が「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」（明治 41 年法律第 28 号）に改正されている。

恩給法について、他の法律において準用する場合としては、消防組織法附則第 31 条などがある。国家公務員災害補償法について、他の法律において準用し、又は例による場合としては、特別職の職員の給与に関する法律、裁判所職員臨時措置法、防衛庁の職員の給与等に関する法律、裁判官の災害補償に関する法律がある。

療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付（以下「災害給付」という。）が行われるべき場合には、調整基礎額を 災害給付が一時金としてのみ行われる場合には、災害給付に相当する金額、 以外の場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額とし、その額の限度において、支給しないものとしている（施行令第 8 条、環境省関係施行規則第 22 条第 1 項）。

なお、本制度による給付は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）等の規定による年金たる給付及び児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定による児童扶養手当との調整を行わないこととしているため、災害給付に相当する金額の算定に当たって、当該災害給付とこれらの年金たる給付等との調整関係がある場合には、その調整関係を考慮した上で当該災害給付に相当する金額を算定することとし、これらの年金たる給付等が実質的に支給されることとなるよう配慮することとしている（環境省関係施行規則第 22 条第 2 項）。

不正利得の徴収（第 27 条関係）

1 趣旨

本条は、偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者に対する不正利得の徴収について定めたものである。

2 概要

「偽りその他不正の手段」とは、例えば医師に不実の申立てをして虚偽の診断書を作成させて認定を受け、又は救済給付の支給を受けた場合や、当然申し立てるべき事実を隠したり、故意にゆがめたりして、救済給付の支給を受けたような場合をいう。

救済給付の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実に、かつ、直接に給付金の支給を受けた者をいい、受給権を有する者に限らない。

上記のような場合には、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用を徴収することができるとしている。

この具体的な内容は、次のとおりである。

書類の送達（国税通則法第 12 条及び第 14 条）

不正利得の徴収に関する書類の送達は、郵便による送達又は公布送達による。また、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明である場合には、公示送達の方法によることができる。

返納義務の承継（国税通則法第 5 条から第 7 条まで）

相続があった場合には、被相続人の返納すべき不正利得は相続人に承継され、また、法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人の返納義務を承継する。

連帯返納義務（国税通則法第 8 条）

不正利得に関する連帯返納義務については、民法の連帯債務の関係規定の一部が準用される。

時効に関する規定（国税通則法第 72 条第 1 項）

法定期限から 5 年間行使しないことによって時効により消滅する。

また、援用を要せず、利益を放棄することはできない。
期間の計算に関する規定（国税通則法第 10 条）

徴収金の先取特権を、国税及び地方税に次ぎ一般の債権に優先するものとしているのは、この制度は、国が公的立場に立つて行うものであるところから、不正な行為により救済給付の支給を受けた者がある場合には、他の一般の債権に優先して徴収されるのが適当と考えられることによる。また、国税徴収法第 8 条は国税優先を規定しており、さらに、地方税法第 14 条は国税に次ぐ地方税の優先を規定しているため、これらの趣旨にかんがみ、この法律に基づく徴収はこれらに次ぐものとしている。

受給権の保護（第 28 条関係）

1 趣旨

本条は、被害者に対する保護の徹底を図るため、救済給付として支給を受ける権利の保護について定めたものである。

2 概要

救済給付を受ける権利は、一身専属権であって、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないことを法律上明らかにし、石綿による健康被害の救済の徹底を図っている。

「譲り渡し」とは、救済給付を受ける権利をその同一性を保持しつつ他人に移転することをいう。受給権者が死亡した場合には、第 18 条の規定に基づき未支給の救済給付を受ける権利が発生する場合はあるが、救済給付を受ける権利をそのまま引き続いて他者に移転することは出来ないものとしている。

「担保に供し」とは、金銭を借りるため等の目的で、救済給付を受ける権利を対象として質権（権利質）などを設定することをいう。

「差し押さえ」とは、債権者の金銭債権の内容を実現するために、執行吏などの執行機関が執行の目的物たる財産に対する債務者の処分権を制限する強制的行為をいう。なお、本条の「差し押さえ」とは、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の狭義の「差押」のほか、執行保全手続としての仮差押（民事保全法第 1 条以下）及び「仮処分」（同法第 1 条）並びに国税徴収法第 47 条による滞納処分としての「差押」も含む広義のものである。

公課の禁止（第 29 条関係）

1 趣旨

本条は、救済給付として支給を受けた金銭に対し租税その他の公課を課すことができない旨を定めた規定である。受給権の保護と同様、石綿による健康被害の救済という制度の目的の徹底を図るものである。

2 概要

租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとし、労働者災害補償保険法（第 12 条の 6）、公害健康被害の補償等に関する法律（第 17 条）等と同様の扱いとしている。

「租税」とは、国税及び地方税をいい、所得税、個人住民税等が含まれる。

「その他の公課」とは、国その他公共団体による権力的な課徴金をいい、また各種の社会保険の保険料、負担金、納付金、賦課金、手数料、代執行費用等をいう。

「標準として」とは、救済給付として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は基準とすることをいう。

環境省令への委任（第 30 条関係）

1 趣旨

本条は、認定の申請その他の救済給付に関する手続に関して必要な事項を環境省令で定めることとしたものである。

2 概要

具体的な事項としては、例えば認定の申請、認定の更新、救済給付の支給の請求の手続、石綿健康被害医療手帳の様式その他諸々の手続事項がある。具体的には、環境省関係施行規則の規定を参照されたい。